

平成二十八年十月二十五日提出  
質問第八二二号

集団的自衛権に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

## 集団的自衛権に関する質問主意書

集団的自衛権の行使に関して疑義があるので、以下質問する。

一 現時点で、日本では、法令上、いわゆる集団的自衛権が、実務上、具体的に行使できることになっていないと認識しているが、その根拠法と条文は何かを明示されたい。

二 日本が行使できるいわゆる集団的自衛権とは、具体的にどのようなものと政府は認識しているのかを明示されたい。

三 現行憲法下では、日本は、集団的自衛権は行使できないというのが、従来の政府の解釈だったと承知しているが、いつの時点の何によって、その解釈が変更できるようになったのかを明示されたい。

右質問する。